

(公財) いしかわ女性基金 平成29年度女性団体・グループとの協働事業

## 事業費負担金対象経費

(1) 講師等謝金・旅費（グループ構成員（協働事業関係者以外も含む）に対するものは対象外）

ア 県内の講師等の謝金

◇講師・指導者等謝金

大学教授相当 6,100円/時間 1日30,500円まで

大学准教授相当 5,100円/時間 1日25,500円まで

その他の教員相当 3,100円/時間 1日15,500円まで

◇託児保育士謝金 1,500円/時間

◇手話通訳者謝金 3,000円/時間

※ 講演・保育等に要する時間（託児保育については対象行事の開催時間に前後30分ずつを加えた時間が上限）を対象とします。

※ 30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げとします。

（複数回にわたり講師等を依頼する場合は、合計時間を切り捨て又は切り上げ）

※ 県外講師の謝金については、事務局へお問い合わせ下さい。

イ 旅費の上限

◇交通費 公共交通機関（電車、バス等）の利用料金で、県の旅費条例及び規程に準じた額

・ガソリン代、有料道路利用料金等は対象外とします。

・託児保育士や手話通訳者に係る交通費として依頼（委託）先の事業者・団体等から請求されるもので、1人1日あたり1,000円を超えないものについては、当該請求額とすることができる。この場合、旅費支給対象者の住所（旅費積算の根拠）の記載は精算時においても省略できるものとします。

◇宿泊費 1泊9,800円以内

・事業の実施のために講師等の宿泊が必要であると認められる場合に限りま

(2) 通信運搬費・連絡交通費

◇郵便（ハガキ・切手代）、宅配便、ファクシミリ代、振込手数料

◇グループ構成員の連絡交通費（公共交通機関利用料金、有料道路利用料金）

・居住又は活動拠点としている市町以外での活動等、特に必要と認められる場合に限りま

・実費支出額を上限とする（ただし、県の基準に照らし支出額が著しく過大であると認められる場合、県の基準による額を上限とします。）

・ガソリン代は対象外とします。

・駐車料金は、必要と認められる場合に限りま

(3) 会場使用料・機器使用料

◇講演会等の会場使用料

◇プロジェクター、ビデオデッキ等の機器使用料

- ・音響操作費等は、特に必要と認められる場合に限り（グループ構成員やその知人等、業務として行う者以外の者に操作等を依頼した場合の謝礼は対象外とします）

(4) 印刷・消耗品費

◇印刷費

- ・グループ構成員やその知人等、業務として行う者以外の者に資料作成・デザイン等を依頼した場合の謝礼は対象外とします。

◇コピー代

◇文房具・用紙等購入にかかる経費

- ・文房具、用紙、インク、トナーその他の消耗品購入費は、使用量等をかんがみ、経費としての支出が適正であると認められるものに限り。
- ・備品（金額にかかわらず、事業実施後も複数年にわたり継続して使用することが見込まれるもの）等の財産の取得に係る経費は原則として認めません。

◇お茶代（食事代・菓子代は対象外）

- ・講師、託児保育士及び手話通訳者に提供する場合に限り。  
（ただし、講座等の参加費又は茶菓代として相応の額を徴収する場合は、参加者への提供分も経費とすることができます。）
- ・1行事につき、1人あたり1,000円以内かつ総額3,000円以内とします。

(5) 人件費

事業の実施に直接必要な役務の提供に係るもので、基金が必要と認めるものに限り（グループ構成員に対するものを含みます）。

単価は原則として1時間あたり500円以内とします。

ただし、グループ構成員が講座講師を担当する場合などについては、1時間あたり1,000円以内で定める単価とすることができます。